

両親学級等職免取扱要綱

令和2年3月31日

31川交庶第1413号

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第9条の規定に基づき、妊娠、出産及び育児に関する各種の健康教育を総合的に行い、妊娠中の女性、胎児及び乳児の健康の保持増進を図るために保健所が実施する集団での指導（以下「両親学級等」という。）を職員が受講する場合の職免（以下「両親学級等職免」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 対象職員は、両親学級等を受講する妊娠中の女性職員又は妊娠中の配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係にある者をいう。以下同じ。）のある職員とする。

(サービスの取扱い)

第3条 両親学級等を受講するための時間は、職免とする。

(承認時間)

第4条 両親学級等職免は、1日の正規の勤務時間の範囲内で、両親学級等の受講時間及び両親学級等の受講場所への往復時間をあわせた時間について、必要な時間を付与する。

(承認手続き)

第5条 両親学級等職免の承認を得ようとする職員は、その都度、職務に専念する義務の免除を受けるための所要の手続をとり、本人又は配偶者等が妊娠していることを証明する分べん予定日証明書の写し又は母子健康手帳の写し

及び両親学級等の受講日時、受講場所等の記載されているパンフレット等を提出して、所属長（鷺ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長（菅生車庫担当））の承認を受けるものとする。

（給与の取扱い）

第6条 両親学級等を受講するための職免は有給とする。

2 前項の規定は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員については、適用しない。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、両親学級等に係る職免に関し必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。